

令和4年会津若松市議会定例会 令和4年12月定例会議の提出案件

提出案件 18件	議案 18件	予算案件 8件
		条例案件 7件
		単行案件 3件

I 予算案件

- 1 令和4年度会津若松市一般会計補正予算（第9号）
- 2 令和4年度会津若松市水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 4 令和4年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 5 令和4年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 令和4年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 7 令和4年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 令和4年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

II 条例案件

- 1 会津若松市個人情報保護法施行条例
- 2 会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市職員の定年等に関する条例
- 4 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 5 会津若松市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例
- 6 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 会津若松市基幹集落センターの指定管理者の指定について
- 3 城前団地更新住宅第4棟新築工事請負契約の一部変更について

II 条例案件

1 会津若松市個人情報保護法施行条例

この案件は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 条例の適用対象となる実施機関について定めることとした。
- ② 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することとした。
- ③ 実施機関は、個人情報保護管理責任者を置くこととした。
- ④ 自己情報の開示について、会津若松市情報公開条例における取扱いとの調整を行うこととした。
- ⑤ 自己情報の開示請求に係る手数料の額を無料とすることとした。
- ⑥ 自己情報の開示決定の期限等について定めることとした。
- ⑦ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問を行う事項について定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 会津若松市個人情報保護条例は、廃止することとした。
- ③ 必要な経過措置を定めることとした。
- ④ この条例の制定に伴い、会津若松市情報公開条例及び会津若松市自治基本条例の一部を改正することとした。

2 会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会の所掌事務を見直すため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問を行う事項を見直すこととした。
- ② その他審査請求に係る根拠法令等について必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市職員の定年等に関する条例

この案件は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 職員の定年を年齢 65 年とすることとした。
- ② 職員の定年は、令和 5 年度から令和 12 年度までの期間において段階的に引き上げることとした。
- ③ 定年による退職の特例について定めることとした。
- ④ 管理監督職として勤務できる上限年齢を年齢 60 年とすることとした。
- ⑤ 管理監督職勤務上限年齢に達した職員について、他の職への降任等を行う場合の基準について定めることとした。
- ⑥ 管理監督職上限年齢に達した職員の降任等を行う期間を延長する場合等について定めることとした。
- ⑦ 60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、短時間勤務の職に採用することができることとした。
- ⑧ 現行の再任用制度を廃止することとした。
- ⑨ 任命権者は、職員が 60 歳になる年度の前年度において、60 歳になった日以降に適用される任用や給与等の措置について情報提供を行うとともに、同日以降の勤務の意思について確認するよう努めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

4 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

この案件は、地方公務員法の一部改正に伴い、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 地方公務員法の一部改正に伴い、次の条例について条文の整理を行うこととした。
 - ア 職員の分限に関する条例
 - イ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - ウ 会津若松市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - エ 会津若松市職員の育児休業等に関する条例
 - オ 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - カ 公益的法人等への会津若松市職員の派遣等に関する条例
 - キ 会津若松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - ク 会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ② 職員の分限に関する条例の一部改正
降給の種類について定めることとした。
- ③ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
定年引上げに伴い降給する場合における減給の効果について定めることとした。
- ④ 会津若松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
管理監督職勤務上限年齢に達した職員（管理監督職）のうち、他の職への降任等を行う異動期間を延長されたもの等については、育児休業を取得できないこととした。
- ⑤ 公益的法人等への会津若松市職員の派遣等に関する条例の一部改正
管理監督職勤務上限年齢に達した職員（管理監督職）のうち、他の職への降任等を行う異動期間を延長されたもの等については、公益的法人等への派遣を行えないこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

5 会津若松市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例

この案件は、修学部分休業及び高齢者部分休業を実施するため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 修学部分休業の承認を行う時間の単位、修学の対象施設、休業できる期間等について定めることとした。
- ② 高齢者部分休業の承認を行う時間の単位、休業できる職員について定めることとした。
- ③ 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合における給与の減額等について定めることとした。
- ④ 休業の承認を取り消す場合、休業時間の短縮又は期間等の延長を行う場合について定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② この条例の制定に伴い、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することとした。

6 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、市長及び副市長の給料月額並びに市長の退職手当を減額するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 令和5年1月1日から同年8月6日までの間に限り、市長の給料月額を468,500円に、令和5年1月1日から同年7月31日までの間に限り、副市長の給料月額を526,400円にすることとした。
- ② 令和5年8月6日までに市長に対して支給する退職手当の額は、本来支給する額に100分の50を乗じて得た額とすることとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

7 会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額及び手当について定めることとした。
- ② 当分の間、職員が60歳に達した日後、最初の4月1日以降の給料月額は、原則、当該職員が受ける給料の号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとした。
- ③ 当分の間、60歳に達する年度において管理職であった職員が60歳に達した日後、最初の4月1日以降の給料月額は、当該職員が受ける給与の額に100分の70を乗じるとともに所要の調整を行って得た額とすることとした。
- ④ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給料月額及び手当について定めることとした。
- ⑤ その他法令の改正に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

Ⅲ 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
消防ポンプ自動車 1台
- (2) 取得金額
22,220,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市材木町一丁目10番22号
株式会社ホシノ

2 会津若松市基幹集落センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市基幹集落センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設
会津若松市基幹集落センター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市湊町大字共和字西田面272番地
特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク
- (3) 指定する期間
令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

3 城前団地更新住宅第4棟新築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た城前団地更新住宅第4棟新築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

(1) 工事名

城前団地更新住宅第4棟新築工事

(2) 契約金額

変更前 258,338,080 円

変更後 261,715,300 円